

特定個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本事項)

第1条 受注者は、特定個人情報保護の重要性を認識し、本契約の業務実施にあたり個人の権利、利益を侵害することのないよう、特定個人情報を適切に取扱わなければならない。

(用語定義)

第2条 本特記事項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 9 項に定める特定個人情報をいう。
- (2) 事業所 受注者の管理する建物施設、又は構築するネットワーク環境（インターネット非接続）をいう。

(秘密保持義務)

第3条 受注者は、特定個人情報の機密を保持し、第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受注者は、本契約による業務を行うために特定個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、業務を達成するために必要な範囲内で、適切かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、書面による事前承諾を得た場合を除き、本契約の業務の全部、又は一部を第三者に再委託することができない。

2 前項の規定により、事前承諾を得て受注者が再委託をする場合は、再委託先の特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう監督を行うものとする。また、発注者が間接的な監督を行えることとする。

(目的外利用の禁止)

第6条 受注者は、特定個人情報を本契約の範囲でのみ利用し、その他目的に利用してはならないものとする。

(複写、又は複製の禁止)

第7条 受注者は、書面による事前承諾を得た場合を除き、本契約の業務により発注者から提供を受けた、又は収集した特定個人情報を複写し、又は複製することができない。

(持出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた、又は収集した特定個人情報を事業所内から持出してはならない。ただし、受注者が発注者に当該特定個人情報を返却する場合は、暗号化措置を行う等、必要な措置を講じたうえ持出しするものとする。

(管理及び廃棄)

第9条 受注者は、特定個人情報を厳重に管理、保管するものとする。なお、本契約終了後においては、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(事故報告)

第10条 受注者は、特定個人情報に関する漏えい事案等が発生、又は発生する恐れがある場合には、直ちに事案の経緯、被害状況を調査し、発注者に報告しなければならない。

(漏えい等に対する責任)

第11条 受注者の責任により漏えい等事案が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止策を検討することとし、実施することとする。

(調査)

第12条 発注者は、受注者が本契約による事務の執行に関して取扱っている特定個人情報の状況について、実地調査することができる。

(遵守状況の報告)

第13条 受注者は、特定個人情報の安全管理措置について遵守状況の報告を求められた場合は、発注者の指示に従い報告を行わなければならない。

(事務取扱担当者の選任)

第14条 受注者は、特定個人情報を取扱う事務に従事する者を選任するものとする。また、その報告を求められた場合は、発注者の指示に従い報告しなければならない。

(特定個人情報取扱い従事者への教育)

第15条 受注者は、特定個人情報を取扱う事務に従事する者に対し、管理監督及び情報セキュリティに関し、必要な事項の教育及び訓練を行わなければならない。